

(別紙)

大臣認定構造計算プログラムの利用上の不具合等について

プログラム名：SEIN La CREA 認定版／RC

大臣認定番号：SPRG-0001-03

大臣認定年月日：平成20年6月18日

報告 番号	不具合の内容	影響の範囲 (当該不具合により影響が生 ずるおそれのあるケース)	影響の度合い
1	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、壁厚がゼロの非構造壁が取り付く場合に、危険断面位置を本来壁がないものとして計算すべきところを、壁があるものとして計算されていた。	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、ルート3の構造計算を行っており、非構造壁の壁厚をゼロとしてモデル化を行っている場合	保有水平耐力時の応力が正しく出力されない。計算結果に与える影響は個々の建築物によって異なる。

プログラム名：SEIN La CREA認定版／S

大臣認定番号：SPRG-0002-03

大臣認定年月日：平成20年6月18日

報告 番号	不具合の内容	影響の範囲 (当該不具合により影響が生 ずるおそれのあるケース)	影響の度合い
1	鉄骨造の建築物 で、両端ピン接合の 梁の許容曲げ応力度 を計算する際に用い る「C：座屈区間内 での応力変化に対す る修正係数（リファ レンスマニュアル （計算方法編） P. 2-18、2-19参照。）」 について、本来、1.0 として計算しなければ ならないところ を、通常の算定式 （※）どおり計算し ていた。	鉄骨造の建築物で両端ピン 接合となる大梁がある場合（小 梁などを大梁としてモデル化 している場合）	梁の許容曲げ応力度が横座屈によ って決まる場合、許容曲げ応力度が 誤って大きく評価されるため、常時 荷重検討時に危険側となる。 ただし、ルート1-2、ルート2、 ルート3の構造計算においては、保 有耐力横補剛を行うこととなってい るため、通常の大梁であれば許容曲 げ耐力が横座屈によって決まること はなく、横座屈によって決まるのは 小梁などを大梁としてモデル化した 場合のみに限られる。
2	鉄骨造の建築物 で、ブレース軸力か ら付加される柱軸力 を求める際に、ブレ ースのJ端（Z座標 が大きい方）におけ る付加軸力の正負を 誤って計算していた ため、ブレースの水 平力分担による柱軸 力の β 割増が適切に 行われていなかった。	ブレースが取り付く鉄骨造 の建築物をルート2の構造計 算を行っている場合	鉄骨造の建築物でルート2の構造 計算を行う場合、ブレースの上側に 接続する柱には付加軸力の正負を逆 にして加算されていた。このため、 柱の断面算定結果に影響を及ぼす場 合も考えられる。 柱に取り付くブレースが圧縮とな る場合は安全側となるが、引張側と なる場合は危険側になる。

(※) $C = 1.75 - 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1} \right)^2$, ただし2.3以下: M_1 、 M_2 は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大
きい方の強軸まわりの曲げモーメント。

報告 番号	不具合の内容	影響の範囲 (当該不具合により影響が生 ずるおそれのあるケース)	影響の度合い
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、壁厚がゼロの非構造壁が取り付く場合に、危険断面位置を本来壁がないものとして計算すべきところを、壁があるものとして計算されていた。	鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、ルート3の構造計算を行っており、非構造壁の壁厚をゼロとしてモデル化を行っている場合	保有水平耐力時の応力が正しく出力されない。計算結果に与える影響は個々の建築物によって異なる。
4	鉄骨造の建築物で、「計算」モードの「保有水平耐力計算条件－共通条件」における「モデル化」の「柱・梁接合部取り扱い」の設定で、「壁のとりつかない柱・梁接合部の危険断面位置」を「柱・梁フェイス位置」とした場合、梁の危険断面位置を誤って「節点位置」に設定されていた（柱の危険断面位置は正しく設定されている。）。	鉄骨造の建築物で「計算」モードの「保有水平耐力計算条件－共通条件」の「柱・梁接合部取り扱い」の設定で、「壁のとりつかない柱・梁接合部の危険断面位置」を「柱・梁フェイス位置」とした場合	保有水平耐力時の応力が正しく出力されない。計算結果に与える影響は個々の建築物によって異なる。